



# 熊本県公報

第 1 2 3 8 7 号  
平成 27 年 1 月 27 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 臨時種畜証明書書の交付…………… (畜産課) 1
- 県庁舎電話設備賃借に係る入札の参加資格…………… (管財課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務に係る一般競争入札の参加資格等…………… (監理課) 2
- 熊本県電子入札共同利用システム使用機器賃借に係る一般競争入札の参加資格等…………… ( ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3

### 公 告

- 権利者会議開催通知書の送付…………… (農地整備課) 4
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 4
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… ( ) 4
- 県庁舎電話設備賃借に係る入札の実施…………… (管財課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 9
- 熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務に係る一般競争入札の実施…………… (監理課) 9
- 熊本県電子入札共同利用システム使用機器賃借に係る一般競争入札の実施…………… ( ) 12

### 登 載 依 頼

- 平成 2 6 年度第 2 回熊本県農業振興促進審議会の開催…………… (農業振興促進審議会) 15
- 平成 2 6 年度天草地域保健医療推進協議会の開催…………… (天草地域保健医療推進協議会) 16
- 平成 2 6 年度菊池地域保健医療推進協議会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 16

### 正 誤

- 平成 2 7 年 1 月 2 0 日熊本県教育委員会告示第 4 号 (肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務) 中…………… (装飾古墳館総務課) 17

## 告 示

### 熊本県告示第 7 3 号

家畜改良増殖法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号) 第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。  
平成 2 7 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名前	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成 27 年 1 月 13 日 (火)	21443990007	ミスキャスト	サラブレッド種	2 級	本田土寿	熊本市

### 熊本県告示第 7 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
県庁舎電話設備賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成27年2月6日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

熊本県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーション瑠璃 人吉市下林町115番地2	株式会社ノーススワン 人吉市下林町115番地2 北村 千鶴	居宅介護 重度訪問介護	平成27年2月1日

熊本県告示第76号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。

平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法
    - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - 熊本県出納局管理調達課管理班
    - 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
    - 電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
    - 公告の日から平成27年2月2日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知
    - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間
    - 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続
    - (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊本県告示第77号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - 熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器の賃貸借
- 2 入札参加資格
  - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法
    - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - 熊本県出納局管理調達課管理班
    - 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
    - 電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
    - 公告の日から平成27年2月2日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知
    - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間
    - 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続
    - (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊本県告示第78号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し

たので、同法第51条の規定により公示する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
みつば学園短期入所事業所 葦北郡芦北町大字芦北字塩屋田尻2609-2	社会福祉法人芦北福祉会 葦北郡芦北町大字花岡1539 鳥居 康信	短期入所	平成27年2月1日

**公 告**

**熊本県公告第48号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 送付すべき書類  
県営土地改良事業七浦地区（桜野換地区）の換地計画決定に係る権利者会議開催通知書
- 書類の送付を受けるべき者  
竹本 熱男
- 2の者に送付すべき書類の要旨  
(1) 権利者会議の日時 平成27年2月25日（水）午後6時30分  
(2) 権利者会議の場所 桜野集会所（水俣市薄原276番地）  
(3) 議案 県営土地改良事業七浦地区（桜野換地区）換地計画の決定
- 縦覧期間  
1の送付すべき書類は、平成27年1月27日から平成27年2月9日まで水俣市役所において縦覧に供する。
- その他  
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は水俣市役所において保管し、その後は熊本県南広域本部（農林水産部農地整備課）において保管し、2の者に交付する。なお、2の者が受領しない場合は、平成27年2月6日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

**熊本県公告第49号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。  
当該農用地利用配分計画は、平成27年1月27日から同年2月9日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
合同会社現代農業研究所	熊本市北区植木町田底	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字駒比1160番ほか4筆

- 申請年月日  
平成27年1月5日

**熊本県公告第50号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。  
当該農用地利用配分計画は、平成27年1月27日から同年2月9日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中神 美隆	人吉市中神町字馬場	人吉市中神町字馬場字九反田711番
大柿営農生産 組合 大柿 章治	人吉市中神町字大柿	人吉市中神町字馬場字九反田646番 ほか8筆

2 申請年月日  
平成27年1月9日

熊本県公告第51号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借件名  
県庁舎電話設備賃貸借
  - (2) 賃貸借に係る入札・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
  - (3) 賃貸借物品及び数量  
入札説明書及び要求仕様書のとおり
  - (4) 賃貸借物品の規格及び品質等  
入札説明書及び要求仕様書による。
  - (5) 賃貸借期間  
平成28年1月1日から平成34年12月31日まで
  - (6) 賃貸借物品の設置期限  
平成27年12月31日（木）  
ただし、当該期限までの設置のみならず、現設置設備から賃貸借物品への切替作業、通話試験等の確認作業を完了し、平成28年1月1日からは賃貸借物品による運用ができること。
  - (7) 設置場所  
ア 熊本県庁舎 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
（行政棟本館・新館、警察棟、議会棟本館・別館、北側会議棟、西側事務棟、北側駐車場横会議室、北側会議棟横会議室、南・北駐車場）  
イ 住宅供給公社ビル 熊本市中央区水前寺六丁目5番19号  
ウ 熊本県市町村自治会館 熊本市東区健軍二丁目4番10号  
エ 熊本テルサ 熊本市中央区水前寺公園28番51号
  - (8) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (9) 入札金額  
入札金額は、県庁舎電話設備賃貸借に要する費用の総額とする。  
落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
  - (10) 賃貸借物品に係る入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
  - (11) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（

- 平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
- イ 公告の日から平成27年2月6日(金)午後5時まで
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- エ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
- イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 貸借借物品が要求仕様書の内容を満たしていること。
- (6) 貸借借期間の保守業務体制を整えられること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 貸借借物品の機能等証明書  
ウ 保守業務体制に関する調書
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成27年2月17日(火)午後5時まで
- (4) 提出先  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月17日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書等の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月9日(月)午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月9日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成27年3月10日(火)午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局管財課(熊本県庁行政棟本館2階)

- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 27 年 3 月 9 日（月）（必着）までに 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に賃貸借件名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、賃貸借件名を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
  - (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
  - (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (9) 入札保証金の免除について
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日等を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 (3) に掲げる期限  
イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 消費税等相当額  
本契約に基づく取引に課される消費税等相当額が、法律の改正等により変更となる場合には、変更額に係る契約の変更ができるものとする。
  - (6) 賃貸借物品の保険  
落札者は、本契約の締結にあたって、賃貸借物品に対する動産総合保険に加入するものとする。ただし、動産総合保険と同等の保証を負担する場合は、この限りで

- ない。
- (7) 賃貸借料の支払  
賃貸借料は、月毎の支払とし、毎月の支払額は、原則として契約額の84分の1とする。ただし、契約額を84で除した場合に1円未満の端数が生じる場合は、最初の支払月で調整を行うものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
(本公告に係る入札・契約担当部局)  
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792
  - (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
  - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of products to be required:  
Lease and maintenance of telephone switching facilities
  - (2) Installation time limit of supply products  
December 31, 2015
  - (3) Date and place of tender  
March 10, 2015, 10:00a.m.  
Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)
  - (4) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2089
  - (5) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字池ノ本1587番7及び里道  
302.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志1849-9 グリーンハイツ202  
池上 勝也

熊本県公告第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字蛙石1873番26



- 344.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 上益城郡嘉島町大字鯉2696番地 センチュリー7番館 303  
 米満 匠平、米満 明恵

**熊本県公告第54号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字原水字南方上2871番2及び同2869番1の一部  
 1,577.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市東区保田窪本町4番32号  
 有限会社クリエイト

**熊本県公告第55号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市須屋字東畑2863番3の一部  
 1,425.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 東京都千代田区二番町8番地8  
 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

**熊本県公告第56号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
 平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称  
 熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
 熊本県土木部監理課建設業班
- (3) 業務委託の内容  
 4の(2)に示す委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間  
 平成27年4月1日から平成32年9月30日まで。ただし、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの6か月間は、熊本県電子入札共同利用システムの運用開始のための準備期間とし、平成27年10月1日から当該システムの運用を開始する。
- (5) 履行場所  
 委託仕様書による。
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに入札システムによる入札システムによる入札の承認を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額に

- より入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間  
公告の日から平成27年2月2日（月）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 委託仕様書Ⅱ5アに定める仕様を満たすこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2(5)が確認できる書類
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成27年2月10日（火）午後5時まで
- (4) 提出先  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月10日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局におい

て公告の日から平成27年3月9日（月）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月9日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成27年3月10日（火）午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月9日（月）午後5時（必着）までに1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」と及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに（3）イ（イ）の場所で行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合及びその落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者とならざるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもつて申込みをした者であつても落札者とならない場合がある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過し

- た日
- (4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限  
 イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他  
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
 (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ  
 (1) 入札の業務内容、委託仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること  
 (本公告に係る入札・契約担当部局)  
 熊本県土木部監理課建設業班  
 電話番号 096-333-2485  
 ファックス番号 096-381-5404  
 (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010  
 (3) 電子入札システムの操作方法に関すること  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455  
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- 8 Summary  
 (1) Name and Content of Consignment  
 Management of the Data Center which operates the "Electronic Tender Sharing System for Kumamoto Prefecture and Municipality"  
 (2) Date and Place for tender  
 Date: March 10th 2015, 10:00a.m  
 Place: The bidding room(basement 1st floor)  
 Kumamoto Prefectural Government Main Building  
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Civil Engineering Administration Division,  
 Department of Civil Engineering,  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan  
 Phone: 096-333-2485  
 (4) Other  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

### 熊本県公告第57号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 賃貸借物品及び数量  
 熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器 一式
- (2) 賃貸借物品に係る入札・契約担当部局  
 熊本県土木部監理課建設業班
- (3) 賃貸借物品の規格、品質等  
 4の(2)に示す要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)による。
- (4) 賃貸借期間  
 平成27年10月1日から平成32年9月30日まで
- (5) 納入場所及び納入期限  
 要求仕様書による。
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)



- 公告の日から平成27年2月10日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
    - 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 確認結果の通知
    - 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
  - 4 入札手続等
    - (1) 入札手続き及び要求仕様に対する質問の受付期間
      - 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月10日（火）午後5時まで受け付ける。
    - (2) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
      - 入札情報公開サービスシステム及び1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月9日（月）まで行う。
    - (3) 入札の方法
      - ア 電子入札システムによる入札の方法
        - 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月9日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
      - イ 紙入札による入札の方法
        - (ア) 日時 平成27年3月10日（火）午前10時
        - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
      - (ウ) 入札書の提出方法
        - くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月9日（月）午後5時（必と着）までに1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付すること及びする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「入札案件名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
    - (4) 開札の方法及び日時等
      - 開札は、電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
    - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
      - 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
    - (6) 入札の無効
      - 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
      - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
      - イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
      - ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
      - エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
      - オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
    - (7) 入札の中止等
      - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
    - (8) 落札者の決定方法
      - 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
    - (9) 入札保証金
      - 免除する。
  - 5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 5（3）に掲げる期限  
イ 提出場所 1（2）に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県土木部監理課建設業班  
電話番号 096-333-2485  
ファックス番号 096-381-5404
  - (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
  - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased  
A set of servers and other supplies for "Electronic Tender Sharing System for Kumamoto Prefecture and Municipality"
  - (2) Date and Place for tender  
Date: March 10th 2015, 10:00a.m  
Place: The bidding room (basement 1st floor)  
Kumamoto Prefectural Government Main Building
  - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Civil Engineering Administration Division,  
Department of Civil Engineering,  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2485
  - (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**登載依頼****熊本県農業振興促進審議会公告第3号**

平成26年度第2回熊本県農業振興促進審議会を次のとおり開催します。

なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年1月27日

## 熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時  
平成27年2月4日（水）  
午後2時から4時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 農業振興地域の区域の変更  
(2) 市町村の農業振興地域整備計画の変更
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課農振班）  
（電話096-333-2365 ダイヤルイン）

## 天草地域保健医療推進協議会公告第1号

平成26年度天草地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年1月27日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成27年2月9日（月）午後3時00分から午後4時30分
- 2 開催場所  
熊本県天草広域本部会議室棟2階 大会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題  
報告事項  
(1) 救急医療専門部会の報告について  
協議事項  
(2) 第6次保健医療計画の進捗状況について  
(3) 各市町や団体の活動について  
(4) 意見交換  
(5) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに天草地域保健医療推進協議会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。  
(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県天草市今釜新町3530  
天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）  
（電話0969-23-0172）

## 菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成26年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年1月27日

菊池地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成27年2月12日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
菊池 笹乃家「弥生」（菊池市隈府1090-1）
- 3 議題  
(1) 第6次菊池地域保健医療計画の評価について  
(2) 平成26年度救急医療専門部会の協議経過報告  
(3) 地域医療構想の策定について  
(4) その他



- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
菊池市限府1272-10  
菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）  
（電話0968-25-4156）

正 誤
-----

平成27年1月20日熊本県教育委員会告示第4号（肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
38	64	12, 283, 333円	132, 283, 333円